

熊野町職員の人事行政の運営等の状況の公表

熊野町職員の人事行政の運営等の状況の公表

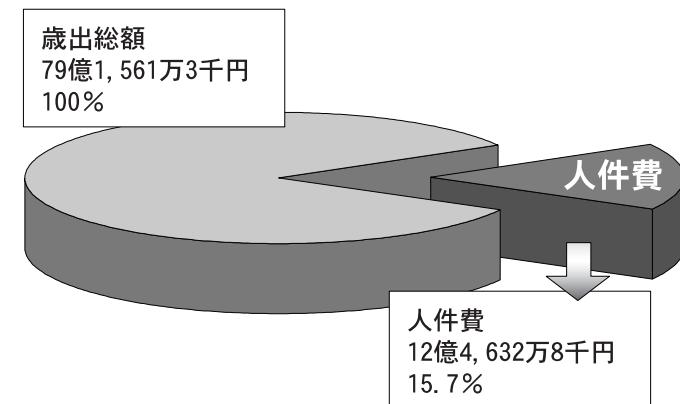
職員の給与の仕組み (平成17年4月1日現在)

給与

- 毎月決まって支給
- 扶養手当：配偶者13,500円、配偶者以外の扶養親族2人目まで6,000円3人目以降5,000円(ただし、配偶者のいない職員の扶養親族1人目は11,000円、扶養していない配偶者がいる場合の扶養親族1人目は6,500円)、満16歳の年度当初から満22歳の年度までの扶養している子5,000円を支給されます。(平成17年12月から配偶者については、500円減額され13,000円となりました。)
- 調整手当：物価の高い地域に勤務する職員に給料の3%を支給するものですが、町内勤務者については、平成17年度から廃止されています。
- 住居手当：新築から5年以内の持家に住む職員には2,500円、借家については、家賃の額に応じて最高27,000円支給されます。
- 通勤手当：①交通機関(バスなど)の利用者は運賃相当額(限度額55,000円)②自動車などの利用者は距離に応じて支給(2~5km2,000円、5~10km4,100円以後5km刻みで支給(限度額24,500円)されます。
- 管理職手当：部長、課長等に対して給料の6~9%が支給されます。(平成16年度から役職に応じて1~3%を引き下げて支給されています。)
- 時間外勤務手当：正規の勤務時間外に勤務したときに支給されます。
- 特殊勤務手当：著しく危険、不快な業務等に従事した職員に支給されます。
- 期末・勤勉手当：民間のボーナスに相当するものです。年間4.4ヶ月分(平成17年12月から4.45ヶ月)
- 退職手当：勤続年数、退職理由に応じて、広島県市町村職員退職手当組合から支給されます。(最高支給月数は59.28ヶ月)

熊野町職員の給与などの状況を町民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。町職員・特別職・議員の給与などは、条例などで定められています。(紙面の都合で抜粋・グラフ化しています。全文は総務課・各公民館・図書館・熊野町ホームページで閲覧できます。)

給与、報酬などのほか共済組合負担金、退職手当組合負担金や災害補償費などが含まれています。
(総務課 TEL 820-5601)



**職員の初任給の状況
(平成17年4月1日現在)**

町の大学卒の初任給は、高卒程度の採用試験を受けた大学卒業者が決定される額です。

区分	町		国	
	決定初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	160,200円	177,400円	170,700円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円

**職員の平均年齢・平均給与額の状況
(平成17年4月1日現在)**

国行政職
375,091
329,728
330,234
313,276

町行政職
平均給料月額
313,276円
平均給与月額
330,234円
平均年齢
41.09歳

国行政職
平均給料月額
329,728円
平均給与月額
375,091円
平均年齢
40.30歳

職員給与の状況 (平成17年度)

平成17年度の一般会計当初予算に計上された給料、手当(退職手当は含みません。)、期末勤勉手当の額は次のとおりです。

職員数(A)		153人
給与費	給料	575,411千円
	職員手当	41,595千円
	期末勤勉手当	228,475千円
	計(B)	845,481千円
	1人当たり給与費(B/A)	5,526千円

部門別職員数の状況

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

部門	職員数(人)			
	平成15年	平成16年	平成17年	
一般行政部門	議会・総務・税務・民生・衛生・農林・商工・土木	126	126	127
特別行政部門	教育	26	26	23
公営企業等会計部	水道・下水等	20	20	20
	合計	172	172	170

職員の採用状況 (平成17年度)

昨年に引き続き、特別職・議員の給与・報酬は4%相当額が減額されています。
なお、収入役は平成17年4月以降不在です。

試験区分	職種	受験者数	最終合格者数	採用者数	前年度採用者数
新規採用職員試験	一般行政職	132人	2人	2人	1人

**特別職・議員の給料等の状況
(平成17年4月1日現在)**

給料・報酬月額	年間期末手当
町長	789,000円
助役	659,000円
収入役	610,000円
教育長	610,000円
議長	315,000円
副議長	261,000円
議員	250,000円
	990,000円